

RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

デジタルレコーダ（防犯用）認定基準

技術報告書 作成要領書

2008年（平成20年）	10月6日	発行
2011年（平成23年）	5月15日	改訂
2011年（平成23年）	8月12日	改訂
2011年（平成23年）	12月7日	改訂
2012年（平成24年）	2月15日	改訂
2012年（平成24年）	8月1日	改訂
2012年（平成24年）	10月17日	改訂
2012年（平成24年）	12月11日	改訂
2013年（平成25年）	12月27日	改訂
2015年（平成27年）	2月19日	改訂
2015年（平成27年）	7月22日	改訂

【技術報告書作成のための共通事項】

機器認定のための技術報告書は、下記の内容に基づいて作成してください。

- (1) 次ページからの“共通的な項目 1 章～7 章（下記の 5 章は除く）”については、本作成要領書を使用して、朱記等の補足説明箇所は削除した技術報告書を提出してください。
- (2) 5 章に係る項目：「デジタルレコーダ（防犯用）認定基準 別冊」の技術報告書 様式（専用の様式）を使用して提出してください。
- (3) 申請タイプが【NTSC 対応】、【IP-IF 対応】、【HD-SDI 対応】の場合、技術報告書 様式は、【NTSC 対応】、【IP-IF 対応】、【HD-SDI 対応】いずれかの専用の様式で提出してください。
- (4) 申請タイプが“ハイブリッド”の場合、技術報告書 様式は、申請する全てのタイプの提出が必要です。各グループが判り易いように仕切りを入れて提出してください。
- (5) 5 章の技術報告書については、7.3 項の後にまとめて配置してください（5 章の表紙は、様式にある各タイプの資料確認表を付けること）。
- (6) 5 章の各機能項目の技術報告書は、資料確認表の次頁に続けて各項目を片面コピー原則として提出してください。
- (7) 【IP-IF 対応】の場合、RBSS チャンネル数、RBSS 高画素チャンネル数を資料確認表の上段に記述し、申告してください。
- (8) 5 章について“技術解説書による補足説明”が必要な場合、あるいは“変更申請”の**変更前・変更後の説明として**、本書の後半にある技術解説書を参考にしてください。
- (8) 技術報告書 様式において、申請機器の機能名称が RBSS 基準“機能名称”と異なる場合は、同一機能であることの補足説明してください。また機能名称の該当箇所が参照しやすい様に、取扱説明書の頁番号やカタログの該当箇所などを記述してください。
（例）ホワイトバランスの「AWB」機能は、RBSS 基準「ワンプッシュ型」と同一機能です。



RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

デジタルレコーダ（防犯用）認定基準 技術報告書

【共通的な項目：1章～7章（5章は除く）】

1 適用範囲（本申請における適用範囲は、下表の通りです。）

機器品目：デジタルレコーダ（防犯用）

	方式及びタイプ等	適用する欄 に○を記述	備考
(1)	NTSC 対応デジタルレコーダ（防犯用）		
(2)	IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）		
(3)	<u>HD-SDI 対応デジタルレコーダ（防犯用）</u>		
(4)	記録メディアは、予め構成された記憶装置部がハードディスクであること	○	

注記 ・ ハイブリッドデジタルレコーダ（防犯用）を申告する場合は、複数の方式を選択すること。

- ・ 朱記（斜体文字）記載内容は、記載時の注意事項です。記載時に消してください。
- ・ 朱記（正体文字）記載内容は、記載例（サンプル）です。記載時に適時修正してご利用ください。
- ・ 該当しない場合は、“－”を記述してください（本注記内容は以下の項目も同様です）。
- ・ 備考欄などの黒字注記文章は、記載時の指示事項です。記載時に消さないでください。

	デジタルレコーダのタイプ	適用する場 合は○記述	備考
(5)	PC ベースデジタルレコーダ（防犯用） （PC サーバータイプを含む）		適用する場合は、6.3.1 項の“電気用品安全法が非対称”を前提としているタイプを示している。

3 標準構成（申請対象のシステム構成例）

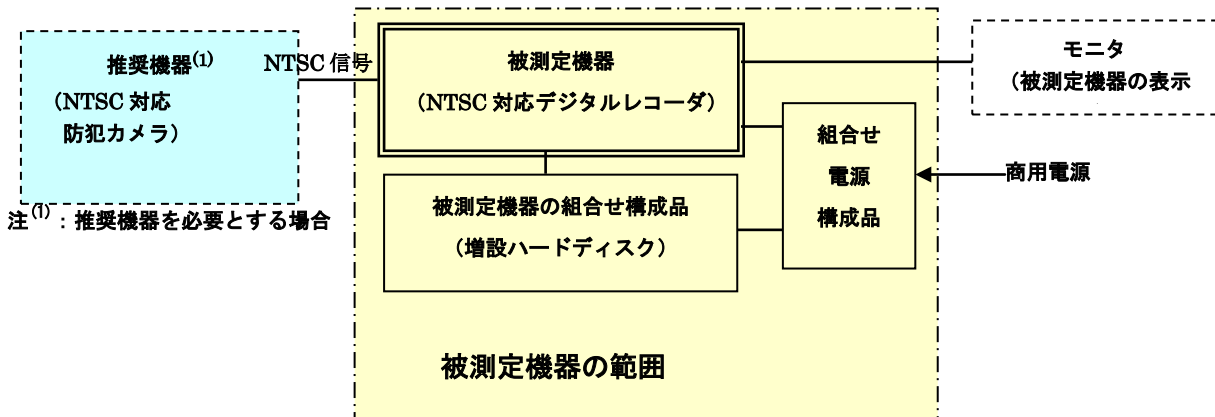
3.1.1 標準構成

- ・ 本申請の構成図は、下記の構成ブロックの組合せに基づきます。
以下（次ページ）に、代表的な記載例を示す。

・ IP-IF 対応の各種タイプ、及びハイブリッド対応などについては、3.1.1 標準構成【その他の記載例】を参考にしてください。（その他の記載例は本書の後半にあります。）

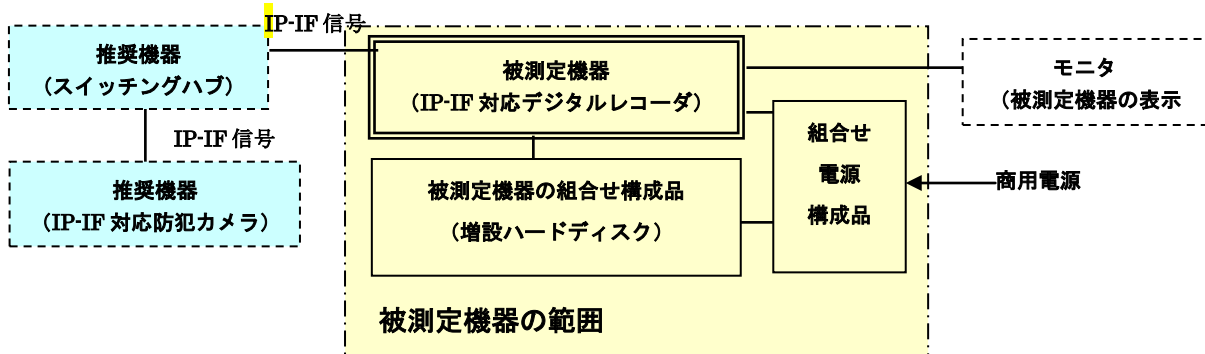
- ・ 特に、PC ベースデジタルレコーダ（PC サーバータイプを含む）の記載例としては、一般的には 3.1.3 のタイプ 3 及びタイプ 4 が該当すると考えられますが、本記載例を参考に正確な構成図を記載してください。

記載例 3.1.2 NTSC 対応デジタルレコーダ（防犯用）

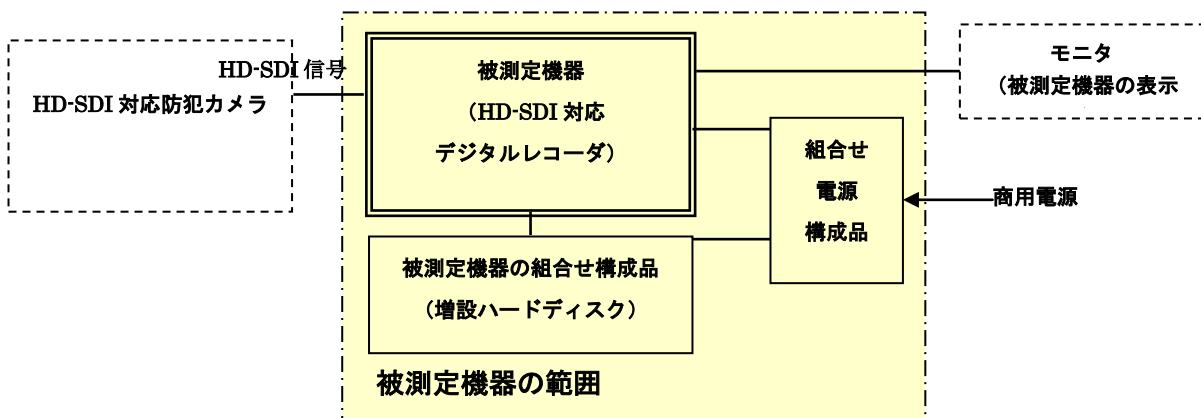


3.1.3 IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）

「代表例：タイプ1（表示系本体直結）による」、タイプ2～4は、【付属資料05】参照



3.1.4 HD-SDI 対応デジタルレコーダ（防犯用）



3.3 動作概要の説明

申請するデジタルレコーダ（防犯用）の【動作概要の説明】は、設置環境、機能性能の特長、高度機能や電源条件などを記載して、審査にあたっての判断を明確にするために「作成要領書」にもとづき記載する文章である。

- ①として、設置環境が屋内か屋外のいずれか、設置方法や形状の特長について『 』内に記載する。
- ②として、チャンネル数や記録容量と、共通機能の内特に特長としている機能を『 』内に記載する。
- ③として、高度機能として全ての項目について、『 』内に条件などを含めて記載する。
- ④として、3.4.2 組合せ電源構成成品などの電源供給方式について『 』内に記載する。

【動作概要の説明の記載例】

- ① 本申請の被測定機器は、壁掛け設置の用途を目的としており、『 』の特長がある。
- ② 共通機能の内特に特長としている機能は、『チャンネル数 、記録容量： 』である。
- ③ 高度機能として『ハードディスク冗長化：RAID-□等』、『高画素（メガピクセル）：RBSS 高画素チャンネル数 』機能、『・・・』機能を保有している^(注)。
- ④ 組合せ構成成品は下記の通りである。
 - ・組合せリムーバブルハードディスクユニット（本体取付け用）が利用できる。
 - ・組合せ電源構成成品としてUPSを必須としている（電源供給の安定化に必要である）。

注記：ある高度機能が他の高度機能と重複して動作した時に制約事項がある場合は、本欄“3.3 動作概要の説明”に制約事項を明確に記載してください。

3.4 組合せ構成成品

技術報告書総括表“申請区分”組合せ構成成品の詳細は、下表の通りです。

No	名 称	組合せ構成表
3.4.1	組合せ構成成品（組合せハードディスク） （合計： 種類）	【組合せ増設ハードディスク】 ① ② あるいは 【組合せリムーバブルハードディスクユニット】 ① ②
3.4.2	組合せ電源構成成品 （合計： 種類）	① （注記 “被測定機器の範囲”である組合せ電源構成成品には、推奨品（SW-HUB等）は含めないこと。） ②
3.4.3	組合せ構成部品 （合計： 種類）	① （注記：組合せ構成部品には、組合せ用販売ソフトウェア及びライセンスなども含めること） ② （注記 付属品や同軸ケーブル等は記載対象外とする。）

注記 組合せ構成成品は、カタログ・取扱説明書・製品仕様書等で確認できる様、その頁を記述してください。

【推奨機器】

本申請で関連する推奨機器の詳細は、下表の通りです。

No	名 称	組合せ構成表
(1)	推奨防犯カメラ （合計： 種類）	推奨防犯カメラは、「推奨品様式-A」を参照してください。（提出用の様式は本書の後半にあるものを使用してください。） （IP-IF対応は原則として必須、またNTSC対応は高度機能「5.2.5 フレーム記録」を申告する場合のみ必須、HD-SDI対応は対象外です。）

(2)	推奨スイッチングハブ	6.4.1 項において提出します。 技術報告書の様式“別紙-1”を参照してください。
-----	------------	---

注記 推奨機器は、製品仕様書・カタログ・取扱説明書等で確認できる様、その頁を記述してください。推奨機器の記載が困難の場合は、代替措置として“公益社団法人 日本防犯設備協会 ホームページの RBSS 目録、または当社営業へのお問合せによりご確認ください。”の趣旨を上記書類に推奨機器の参照として記載していることも可とする。

5 要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）

・5章の技術報告書については、7.3 項の後にまとめて配置してください（6 頁を参照）。

6 申告事項

6.1 環境試験に関する性能の申告の作成要領

6.3.1 性能 1：電気用品安全法で規定された内容を満たす試験

No	環境試験項目	作成要領 <i>(下記に基づき作成すること)</i>	該当区分	試験結果	備考
1	電気用品安全法	電気用品安全法の対象品ですか <i>(参考:「その他の音響機器」あるいは「防犯警報機」であるので対象である)</i>	該当箇所に○印を記述	[]対象 []非対象	注記の通り、PC ベースデジタルレコーダ等は非対称が前提である。
2	電気用品安全法対象の場合	電気用品安全法で規定された内容を満たす試験を実施していること。 <i>(例:「その他の音響機器」あるいは「防犯警報機」と判定した場合、試験結果“合”、備考欄に“PSE マーク付き”と記載)</i>	" ○ "	合/否	“PSE マーク付き”

注記 “監視用ハードディスクレコーダ「PC ベースデジタルレコーダ (PC サーバータイプを含む) ”、“AC 電源分離型 (DC 供給タイプ、AC24V 等の供給タイプを含む) のデジタルレコーダ”、“デジタルレコーダ用増設ユニット”は、非対象である。

6.3.2 及び 6.3.3 共通事項

自主試験の場合、判定基準ガイドラインと同等以上の試験を実施していることを示す技術報告書を提出すること。

No	環境試験項目	作成要領 (下記に基づき作成すること)	備考
0	自主試験の場合 (技術報告書の提出、記載例)	(1) 自主試験の実績は、下記の性能 2 以降の各項目に記載の通りです (必要に応じて技術報告書を添付します)。 <i>(自主基準は SES 等と同等以上を要件としているが、電気用品安全法 技術基準の対象であること、あるいは技術基準に準拠することを自主基準とする場合、RBSS 認定事務局に事前確認をすること)</i> (2) 下記の性能 2 の各項目に、下記内容で自主試験項目を記載してください。 ① 弊社実績：社内試験規格番号「 」を制定し、「 」年の運用実績があります。	・自主試験の技術報告書は添付を省略し、本欄記載のみでもよい。 ・②のイメージ図は、特に提出要求があった場合でよい。

	② 試験を行っているイメージ図です（試験環境・実施状況の写真等を添付）	
--	-------------------------------------	--

6.3.2 性能 2：SES E 0004-4（環境試験規格）の中から必要とする性能試験

No	環境試験項目	作成要領（下記に基づき作成すること）	試験方法	試験結果	備考
1	耐熱性	環境試験を行なった試験条件、等級及び判定基準を記述すること。 （記載例）SES E 0004-4 の場合 【屋内機器】 ・試験方法：「4.1.1 高温（耐熱性）」項 ・等級：1（40℃±2℃、2h 放置） ・判定基準：動作に異常がないこと	SES/自主	合/否	RBSS 基準より厳しい等級を採用した時は、“RBSS 基準より厳しい条件で確認しました。”等を記述すること。
2	耐寒性	（記載例）SES E 0004-4 の場合 【屋内機器】 ・試験方法：「4.1.2 低温（耐寒性）」項 ・等級：（5℃、2h 放置） ・判定基準：動作に異常がないこと	SES/自主	合/否	同上
3	供給電源電圧変動	（記載例）SES E 0004-4 の場合 ・試験方法：4.2.1.1項 ・等級：1 ・判定基準：異常がないこと	SES/自主	合/否	同上
4	絶縁抵抗 ⁽¹⁾	（記載例）SES E 0004-4 の場合 ・試験方法：5.2.2 項 ・等級：500V 絶縁抵抗計にて 1MΩ 以上など ・判定基準：異常がないこと	SES/自主	合/否	同上
5	絶縁耐圧 ⁽¹⁾	（記載例）SES E 0004-4 の場合 ・試験方法：5.2.1 項 ・等級：（1000V1 分間など） ・判定基準：異常がないこと	SES/自主	合/否	同上

注⁽¹⁾ 試験を省略した場合、その理由を記載すること。

- ・電源重畳型は電源部と一体で測定することが必須である。但し、AC 電源分離型（被測定機器の範囲外である PoE 電源を含む）について、被測定機器の試験は省略をすることが可能である。

6.3.3 性能 3：RBSS 機器としての追加性能試験

No	環境試験項目	作成要領（下記に基づき作成すること）	試験方法	試験結果	備考
1	瞬時停電性能	環境試験を行なった試験条件、等級及び判定基準を記述すること。 （記載例）SES E 0004-4 の場合 ・試験方法：「4.2.5 耐電圧変動性（耐瞬時停電性）」項 ・試験レベル：上記試験の後で評価 ・判定基準：動作に異常がないこと	SES/自	合/否	IEC61000-4-11 の試験レベルは、記載を省略してもよい。

2	静電気放電イミ ュニティ	(記載例) SES E 0004-4 の場合 ・試験方法： 「4.2.4 静電気」項 ・試験レベル： 等級 2 ・判定基準：動作に異常がないこと	SES/自主	合/否	
3	サージイミュニ ティ (雷サージ への対応性能)	(記載例) SES E 0004-4 の場合 ・試験方法： 「4.2.2 電気スパイク」 項 ・試験レベル： 等級 2 ・判定基準：動作に異常がないこと	SES/自主	合/否	
4	梱包落下	(記載例) ・試験方法： 6.2 項 ・落下高さのレベル： レベル II ・判定基準： 輸送中の HDD の保護性 能に異常がないこと	SES/自主	合/否	

6.4 スイッチングハブに関する申告事項

6.4.1 推奨スイッチングハブの申告方法

(1) 申請機器に接続する推奨スイッチングハブの一覧

No	作成要領 (下記に基づき確認した内容を作成すること)	確認結果	備考
1	推奨スイッチングハブの一覧の提出をします。 ・技術報告書の様式“別紙-1”を参照してください。 <i>(推奨機器は、カタログ・取扱説明書・製品仕様書等で確認で きる様、その頁を記述してください。)</i>	合/否	対象：IP-IF 対応 デジタルレコー ダ (防犯用) 及 びハイブリッド デジタルレコー ダ (防犯用) の み

注記：当協会 HP から技術報告書 付録資料として様式“別紙-1”と一緒に、“別紙-2”もダウンロードができます、【RBSS 2010】基準 6.4.2 の通り“別紙-2”は各社において保管するものです (審査会議からの要請があれば提出は必要)。

7 構造・表示

7.1 構造

構造は、次の項目を確認しています。

No	作成要領（下記に基づき確認した内容を作成すること）	確認結果	備考
1	<p>接続は、極力誤接続できない構造と <u>して</u> おり、誤接続に対する具体例は下記の通りです（下記の記載例を参照）。このような構造が取れない部分については、取扱い説明書等に注意書きを貼付しています。</p> <p><i>（具体例：接続コネクタ形状を変える、配線の色分けがある、端子名表示がある等）</i></p> <p>1：異なる機能の接続コネクタは、サイズや種類を変更しています。</p> <p>2：BNC コネクタ等入出力端子で共通のものは、端子名称を表示しています。</p> <p>3：2 の場合、万一、誤接続されても破損しない回路方式として対策をしています。</p>	合/否	当該部分の図示説明が必要な場合は、取扱説明書／メンテナンス説明書の抜粋（該当頁を記述）を添付すること。
2	<p>保守点検（維持管理）がしやすい構造は下記の通りです（下記の記載例を参照）。消耗部品の交換時期をうながす注意書きがあること。</p> <p>1：固定ネジの締付け状態（取付け用）が確認しやすい。</p> <p>2：接続ケーブルの状態（接栓の接触状態）が確認しやすい。</p> <p>3：冷却用通風孔の確認・清掃がしやすい。</p> <p>4：ハードディスクユニットの異音・動作・交換時期が確認できる。</p>	合/否	<ul style="list-style-type: none"> ・提出資料（取扱説明書等）の該当頁を記述すること ・記載例 4 については、実現が可能な構造であることでよい。
3	<p>取り付けに方向性を有する機器です（取扱説明書等に設置方向を表示）。</p> <p>・取扱説明書： 〇 頁 〇 行を参照 （又は、工事説明書： 〇 頁 〇 行を参照）</p>	合/否	提出資料（取扱説明書等）の該当頁を記述すること

7.2 本体表示

本体には、次の項目を見やすいところに表示していることを確認しています。

No	作成要領（下記に基づき確認した内容を作成すること） ⁽¹⁾	確認結果	備考
1	製造業者名又は輸入業者名（電気用品安全法の届出事業者名）	合/否	
2	品名・品番 ⁽¹⁾	合/否	
3	製造年月又は製造番号	合/否	
4	定格（定格電圧、定格電流又は定格消費電力、定格周波数） ⁽¹⁾	合/否	
5	PSE マーク ⁽¹⁾	合/否	非該当は“－”
6	<p>主銘板（申請型式）の表示内容が判るコピーを添付します。</p> <p><i>（AC 電源分離型の場合は、本体と組合せ電源構成品の全ての写真を添付してください。）</i></p>	有/無	写真又は主銘板内容が記載されたカタログなどのコピー添付すること

注⁽¹⁾ 電気用品安全法⁽¹⁾で規定する表示（電気用品安全法の対象の場合）

7.3 説明書などの表示事項

取扱説明書・取付説明書及びカタログ・ホームページなどへの表示事項は、表 1 の各欄に○印を記述した通りです。(注記 基準書の表 1 の左欄「○」については必須として、ドラフト案を含めた申告を記載すること。)

表 1 表示事項の該当一覧表

項 目	取扱説明書・取付説明書などへの表示事項		カタログ・ホームページなどへの表示事項 (製品仕様書含む)		備 考
	表示基準	申告	表示基準	申告	
					下記の※1 の箇所は、該当ページを本備考欄に記載のこと
(1) 品名・品番	○		○		<7.2 で確認>
(2) 各部名称	○		—		
(3) 機能、主な仕様 RBSS チャンネル ⁽⁵⁾ 等について	○		○		<3.3 で確認> ※1
(a) 定格・性能など (定格電圧、定格電流又は定格消費電力、定格周波数) ⁽¹⁾	○		○		<7.2 で確認>
(b) 使用温度範囲	○		○		※1
(4) 操作方法・設定方法	○		—		
(5) 組合せ方法 (必須構成品)					必要とする場合
(a) UPS <i>(組合せ電源構成品の表示)</i>	記載が望ましい		○		<3.4.2 で確認>UPSを必要とする場合
(b) 増設ハードディスク <i>(組合せ構成品の表示)</i>	記載が望ましい		○		<3.4.1 で確認>増設ハードディスクなどを必要とする場合
(c) 構成部品 <i>(組合せ構成部品の表示)</i>	記載が望ましい		○		<3.4.3 で確認>リムーバブルハードディスクユニット、ソフトウェア等を必要とする場合
(6) 組合せ推奨品					必要とする場合
(a) 推奨防犯カメラ	記載が望ましい		○		<3.4(1) で確認> <i>(製品仕様書に推奨品一覧表で可)</i>
(b) 推奨スイッチングハブ	記載が望ましい		○		<6.4.1 で確認> <i>(製品仕様書に推奨品一覧表で可)</i>
(7) 取付方法、配線方法	○		記載が望ましい		<7.1(1) で確認>
(8) 取扱注意事項	○		—		<7.1(1) で確認>
(9) 保守・点検方法	記載が望ましい		—		<7.1(2) で確認>
(10) 不具合などのトラブル に対する対策法	○		—		※1 トラブルシューティングなど
(11) 免責事項 ⁽²⁾	—		○		※1 防犯事項について

(12) その他					
(a) その他 ⁽³⁾	○		○		問合せ窓口
(b) RBSS マークについて ⁽⁴⁾	—		○		※1 RBSS マーク説明、型式近傍表示
(c) 性能維持に必要な補修パーツの最低保有期間 ⁽⁶⁾ が記載された書類	記載が望ましい		○		最低保有期間が、5年または6年のPCベースデジタルレコーダ
	○※		—		※ 最低保有期間が7年以上の場合は資格審査において確認する。
(d) メンテナンス対応 ⁽⁶⁾ が記載された書類	記載が望ましい		○		最低保有期間が、5年または6年のPCベースデジタルレコーダ
	○※		—		※ 最低保有期間が7年以上の場合は資格審査において確認する。

注 ⁽¹⁾	電気用品安全法で規定する表示
注 ⁽²⁾	<p>免責事項の例：RBSS 機器認定の適合商品について (カタログや取扱説明書などに記載する例)</p> <p>【本製品は、犯罪抑止等を意図して製作された商品ですが、犯罪の防止・安全を完全に保証するものではありません。万一被害など発生致しましても、当社は責任を負いかねますのでご了承下さい。】</p>
注 ⁽³⁾	その他の例：問合せ窓口（住所、部署名、電話、FAX、受付時間など）
注 ⁽⁴⁾	<p>RBSS マーク表示場所の例：</p> <p>① RBSS マークは、製品カタログの認定型式が明確に判るように、認定型式の周辺に表示を必ず行うこと。</p> <p>② さらに“RBSS マークの説明”</p> <p>③ 注⁽²⁾ で示した“RBSS 認定品に関する免責事項”を任意のページの1ヶ所に必ず表示することを原則とする（但し、HP については、当面“記載が望ましい”範囲として取扱う）。</p>
注 ⁽⁵⁾	機器が保有するチャンネル数（例：機器仕様に記載されたチャンネル数など）と RBSS（申請）チャンネル数（以下 RBSS チャンネル数）等が異なる場合には、カタログやホームページなどの公の資料に、RBSS チャンネル数や RBSS 高画素チャンネル数を明示することを原則とする。RBSS チャンネル数などについては、2 用語及び定義 2.4 を参照のこと。
注 ⁽⁶⁾	<p>資格審査基準では、“性能維持に必要な補修パーツの最低保有期間を7年以上”としている。</p> <p>“2012.8.31”の改正において、機器品目“デジタルレコーダ”のうち“PC ベースデジタルレコーダ（PC サーバータイプ含む）”に限定し、下記の要件を満足する場合は“最低保有期間を5年以上”でも可とすることが追加された。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公の書類（製品仕様書あるいはカタログ等購入前に知り得る書類）に下記内容①と②が記載されているものを提出すること。なお“記載資料及びその記載頁”を明示すること。 <p>① 補修パーツの最低保有期間5年以上について</p>

	② 補修パーツの対応方法及びメンテナンス対応方法等について(メンテナンス契約等があればそれらも含めること)
--	---

【参考情報】 訴求方法として、今後は協会ホームページのRBSS 機器認定品目“デジタルレコーダ”の詳細欄に、補修パーツの最低保有期間“最低保有期間7年以上”、“5年以上”を区分し表示する予定です。
--

【5章に係る項目：別冊の技術報告書 様式に基づいて記載してください。】

5 要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）

5.1 共通機能及び5.2 高度機能 に関する技術報告書 作成要領

要求事項である“共通機能（必須事項）”及び“高度機能（選択事項）”の記載様式は、“デジタルレコーダ（防犯用）認定基準書 別冊”版に対応する各項目の技術報告書（例：記載サンプル）等を参考に記述すること（技術報告書の記載様式は、当協会 HP からダウンロードができます。）

【項目別の作成要領の注意点】

No	項目	作成要領（下記に基づき作成すること）	備考
1	測定日	測定日を具体的に記述すること	最大 12 ヶ月以内
2	会社名、所属部署、測定者	記載内容の漏れが無いように記載すること	電子入力を可とする。
3	分類、項目	記載内容の漏れが無いように記載すること	
4	被測定機器の選択	本欄がある場合は、申請するものを口欄にチェックすること	
5	機能の選択	本欄がある場合は、申請するものを口欄にチェックすること（複数選択もあるので、その時は下表の該当する機能欄に対応し記述すること）	
6	測定系統図	測定系統図の構成ブロック等を正しい組合せで記載すること	参考：記載サンプル
7	測定器一覧 （申告記載は年月でも可）	測定系統図の構成ブロック等に対応した測定器をすべて記載し、測定器の <u>校正年月</u> （計測計量法に基づく自主基準とする）や <u>購入年月</u> （ <u>購入年月はカッコ書きとすること</u> ）もすべて記載すること。	<u>購入年月</u> は、防犯カメラ、DVD、 <u>測定ソフトウェア</u> 等が該当する。
8	添付資料	別紙の添付資料番号を付記し、資料の有無を記述すること。特に、機能に関する技術解説が要求されている場合は、必ず添付すること。	技術解説は、最終頁様式を参考に作成すること。
9	総合評価	合格／不合格のうち、合格であれば○印をすること。	
10	機能	要求事項に基づいた内容を記述すること。（特に“機能の選択”欄がある場合は、複数選択もあるので、該当する機能欄に対応し記述すること）	
11	性能	要求事項に基づいた内容を記述すること。（数値等は、要求条件に基づく有効桁数とし、特に指定が無い場合は一般的な桁数とすること）	測定台数は複数台とし、その下限値の記述を原則とする。
12	機能表示書類	必要とされる提出書類を選択し、さらに提出書類の機能に関する頁の指示を行うこと。	複数ページに記載している場合は、代表的な頁で可とする。
13	仕様書、取扱説明書、HP 掲載	提出書類に機能に関する頁の指示を行うこと。	複数ページに記載している場合は、代表的な頁で可とする。
14	責任者押印等	① 測定責任者の記述があること。 ② 測定責任者押印欄に押印すること（注意）測定責任者押印欄の押印については、技術報告書総括版の代表押印でも可とする。その場合の各報告書の本欄は空白とする。	① 電子入力を可とする。 ② 特に、変更申請等の場合は個別の技術報告書に押印すること

【NTSC 対応デジタルレコーダ(防犯用)】 技術報告書 5章の資料確認表

・5章の各機能項目の技術報告書は、本資料確認表の次ぎの頁に続けて各項目を片面コピー原則として提出してください。

項 番	共通機能（必須事項）	資料の有無（○、×）
5.1.1	連続動作など	○
5.1.2	記録画質と画像サイズ	○
5.1.3	記録レート	○
5.1.4	記録時間	○
5.1.5	記録画像の取り出し	○
5.1.6	ライブ画像の表示	○
5.1.7	画面上への表示	○
5.1.8	日時検索	○
5.1.9	変速再生	○
5.1.10	日時修正	○
5.1.11	機器異常確認	○
5.1.12	モードロック	○
5.1.13	基本操作手順書	○

項 番	高度機能（選択事項）	資料の有無（○、×）
5.2.1	高密度記録レート	
5.2.2	ハードディスク増設	
5.2.3	音声記録	
5.2.4	ハードディスク冗長化	
5.2.5	フレーム記録	
5.2.6	高画素（メガピクセル）	NTSC 対応は対象外の機能

【IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）】 技術報告書 5章の資料確認表

- ・5章の各機能項目の技術報告書は、本資料確認表の次ぎの頁に続けて各項目を片面コピー原則として提出してください。また、【IP-IF 対応】の場合は、RBSS チャンネル数、RBSS 高画素チャンネル数を表の上段に記述し、申告してください。

※ 共通機能として“RBSS チャンネル数” CH を申告します（取扱説明書等 頁参照）。

項 番	共通機能（必須事項）	資料の有無（○、×）
5.1.1	連続動作など	○
5.1.2	記録画質と画像サイズ	○
5.1.3	記録レート	○
5.1.4	記録時間	○
5.1.5	記録画像の取り出し	○
5.1.6	ライブ画像の表示	○
5.1.7	画面上への表示	○
5.1.8	日時検索	○
5.1.9	変速再生	○
5.1.10	日時修正	○
5.1.11	機器異常確認	○
5.1.12	モードロック	○
5.1.13	基本操作手順書	○

※ 高度機能として“RBSS 高画素チャンネル数” CH を申告します（取扱説明書等 頁参照）。

項 番	高度機能（選択事項）	資料の有無（○、×）
5.2.1	高密度記録レート	
5.2.2	ハードディスク増設	
5.2.3	音声記録	
5.2.4	ハードディスク冗長化	
5.2.5	フレーム記録	IP-IF 対応は対象外の機能
5.2.6	高画素（メガピクセル）	

【HD-SDI 対応デジタルレコーダ(防犯用)】 技術報告書 5 章の資料確認表

・5 章の各機能項目の技術報告書は、本資料確認表の次ぎの頁に続けて各項目を片面コピー原則として提出してください。

項 番	共通機能（必須事項）	資料の有無（○、×）
5.1.1	連続動作など	○
5.1.2	記録画質と画像サイズ	○
5.1.3	記録レート	○
5.1.4	記録時間	○
5.1.5	記録画像の取り出し	○
5.1.6	ライブ画像の表示	○
5.1.7	画面上への表示	○
5.1.8	日時検索	○
5.1.9	変速再生	○
5.1.10	日時修正	○
5.1.11	機器異常確認	○
5.1.12	モードロック	○
5.1.13	基本操作手順書	○

項 番	高度機能（選択事項）	資料の有無（○、×）
5.2.1	高密度記録レート	
5.2.2	ハードディスク増設	
5.2.3	音声記録	
5.2.4	ハードディスク冗長化	
5.2.5	フレーム記録	HD-SDI 対応は対象外の機能
5.2.6	高画素（メガピクセル）	

・5章について“技術解説書による補足説明”が必要な場合、“変更申請”の変更前後の説明に、本様式を参考にしてください。

(申請者提出用様式(例)記載サンプル)

技術解説書【型式 _____】		記述日	年 月 日
会社名:			
所属部署:			
測定者:			
分類	5.* □□□□□□□□		
項目	5.*.* □□□□□□□□		
技術解説の名称			
技術概要	特徴 (1) (2) (3) (4) (5) 例: 本欄には、独自方式等の特徴を箇条書きに記述してください。		
技術解説・工夫している要点等	独自方式・・・・の要点 (1) (2) (3) (4) (5) 例: 本欄には、独自方式等で技術解説する論理的な動作・機能、及び工夫している要点等を箇条書きしてください。		
実機評価・測定結果による確認結果	(1) 実機による評価・判定方法 (2) 測定結果 例: 本欄には、独自方式等の評価・判定方法や測定結果(具体数値等)を箇条書きしてください。		
責任者押印等	上記内容を申請いたします。 責任者: _____ (電子入力で代用可: 自筆不要)	責任者 押印欄	

注記 氏名・年月日欄等は電子入力で代用可能です(自筆不要)。

推奨品様式-A

申請型式「デジタルレコーダ（防犯用）」に対応する“推奨品について”

		記入日	年	月	日
HP 掲載 企業名					
申請型式（デジタルレコーダ）					

【推奨品 防犯カメラ 一覧表】

・下記には、上記の認定型式に対応した推奨品デジタルレコーダを記載しています。

No.	型式の種類	メーカー名	型式（品番など）	確認時期	備考 オプションなど ⁽¹⁾
1					高度機能： 高画素に対応
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

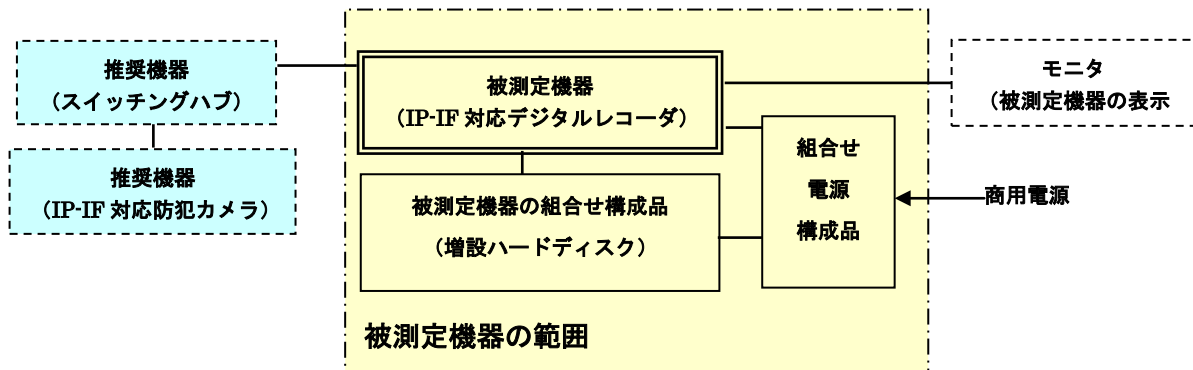
注⁽¹⁾ 推奨機器とするためにオプション類が必要な場合は、その型式（品番など）を記入する。

3.1.1 標準構成【その他の記載例】

- ・IP-IF 対応の各種タイプ、及びハイブリッド対応などは、下記を参考に記載してください。
- ・特に、PC ベースデジタルレコーダ（PC サーバタイプを含む）の記載例としては、一般的には 3.1.3 のタイプ 3 及びタイプ 4 が該当すると考えられますが、本記載例を参考に正確な構成図を記載してください。

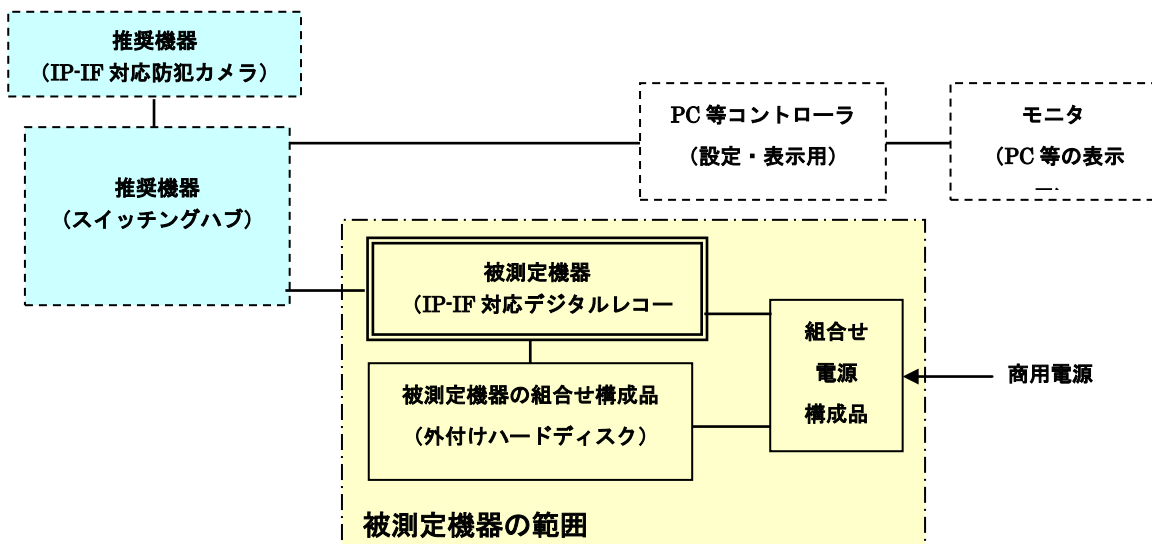
記載例 3.1.3 IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）

タイプ 1：（表示系本体直結）による



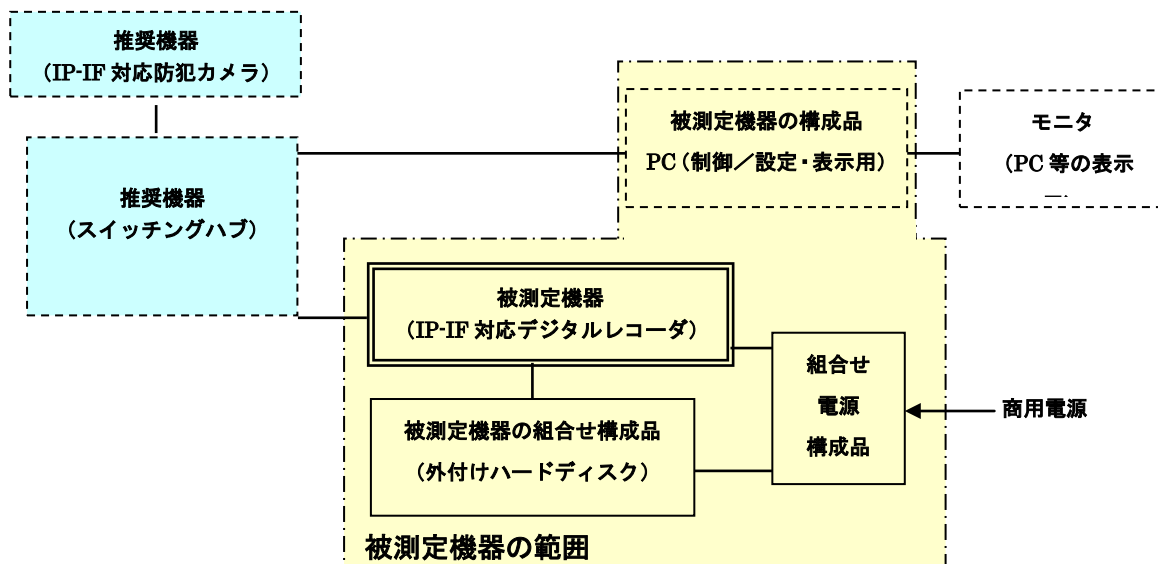
タイプ 2：（表示系本体分離型） ⇒ 本体とは分離するイメージ

注記：設定・表示は、ネットワーク経由のモニター付き PC 等コントローラで行なうもの（PC 等コントローラを外しても、被測定機器及びその構成部品、電源構成部も含めて連続動作が可能で RBSS 基準を満たすもの、PC 等コントローラにおいて行なう操作は設定・表示のみを基本としたもの）



タイプ3：（表示系本体分離型）⇒ 本体とは分離するイメージ

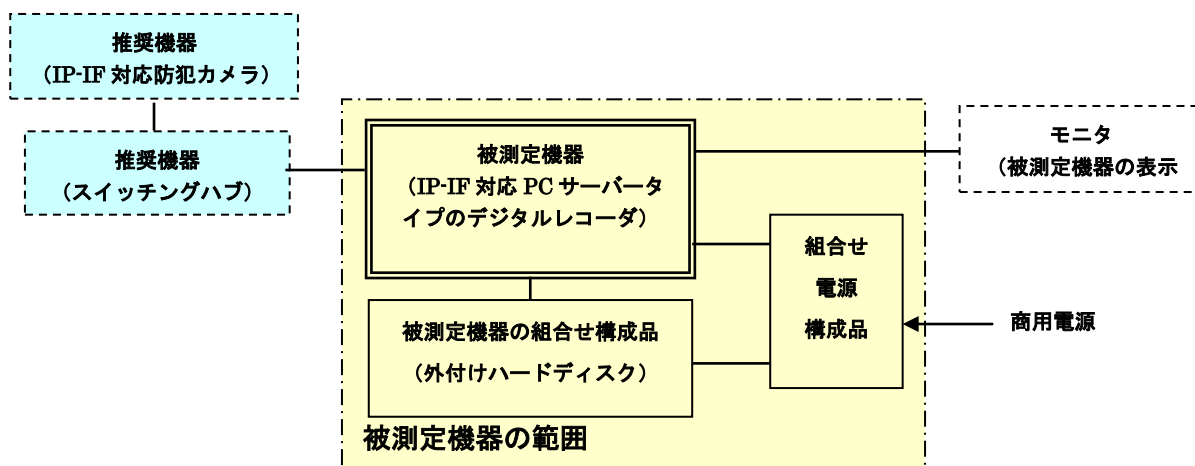
注記：映像出力／設定／デジタルレコーダ制御等は、全てネットワーク経由のモニタ付き PCで行なうもの（被測定機器、その構成品、電源構成部及び PC を含めて、一体で連続動作が可能であり RBSS 基準を満たすもの）



タイプ4（PC サーバー構成・表示系本体直結型）⇒ PC サーバー本体で完結するイメージ

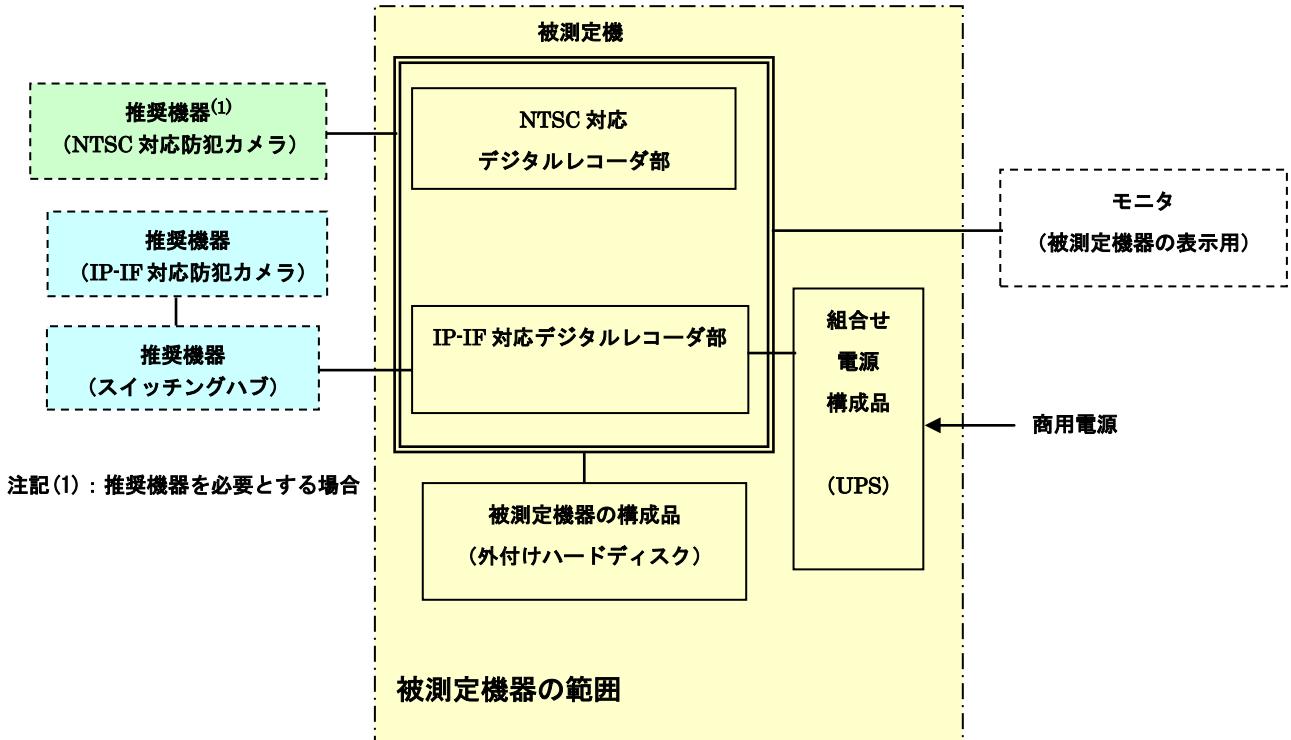
注記：映像出力／設定／制御は、全て専用 PC サーバー本体で行なうもの（被測定機器に専用アプリが組込まれ、機器一体として製品保証がなされたもの、市販 PC 使用や汎用アプリは RBSS 申請対象外）

- ・被測定機器（専用 PC サーバー）、その構成品及び電源構成部を含めて、一体で連続動作が可能であり連続動作が可能で RBSS 基準を満たすもの。
- ・専用 PC サーバーで行なう操作は、設定・表示の他にレコーダ制御も含むもの）



記載例 3.1.4 ハイブリッドデジタルレコーダ（防犯用）の例

注記 上記の構成例は、タイプ1のイメージで、組合せ電源構成品にUPSを使用した場合である。



【改訂履歴】改訂・追加・訂正・削除などの履歴

(14) 2015. 7.22 改訂

- ・ 6.3.3 性能 3 RBSS 機器としての追加性能試験 4 梱包落下 判定基準 :

【改定前】 郵送中の…

【改定後】 輸送中の…

(13) 2015. 2.19 改訂

- ・ 3.3 動作概要の説明

【動作概要の説明の記載例】 ②を一部修正した。

修正前

②共通機能の中で特に特長としている機能は、『RBSS チャンネル数 、記録容量・・

修正後

②共通機能の中で特に特長としている機能は、『チャンネル数 、記録容量・・

(12) 2013.12.27 改訂

- ・ “RBSS 2013” 基準の改正内容を反映するために、【申請タイプ】 NTSC 対応、IP-IF 対応、HD-SDI 対応、及びはハイブリッド対応の 4 種類に対応した作成要領書に訂正した。

主な変更点は、下記のとおりである。

① HD-SDI 対応という新たな形式の種類（接続方式）を追加した

② 6.1 環境試験に関する性能の申告」において、SES E 0004-2(環境試験規格)を SES E 0004-4 の改正版に対応させて、関連する項目の修正を行った

(11) 2012. 12.11 改訂

- ・ RBSS 基準の一部改正（121207 : 5.1 共通機能 “5.1.1 連続動作など”）が行われた。特に、本改正に関連する修正は無いが、語句の旧青字を削除するなど一部修正した。

(10) 2012. 10.17 改訂

- ・ 資格審査基準の一部改正（2012.8.31）に基づき、機器品目デジタルレコーダに係る PC ベースデジタルレコーダ（PC サーバータイプを含む）に限定し、本機器審査基準に追加される要件について青字追記した。

(9) 2012. 8.1 改訂

- ・ 【6.3.2 性能 2】の試験方法について、最新の版数を利用することを可とする注記、及び【6.3.3 性能 3】4 項 梱包落下についての記載例を青字追記した。

(8) 2012. 2.15 改訂

- ・ 【6.3.2 性能 2】、【6.3.3 性能 3】に試験方法の具体的な記載例、備考欄（青字等の記述）を追記した。

(7) 2011.5.15 改訂

- ・ “公益社団法人 日本防犯設備協会” への新法人移行による名称変更
- ・ 3.4.3、7.3 表 1(5)(C) 組合せ構成部品について追記した。
- ・ 3.4.3 推奨機器の表記について代替装置を追記した。
- ・ 6.3.2_0 電安法準拠の場合の条件を追加した。

(6) 2010.12.15 改訂

- ・ 2010.10.5 改訂版に対し、特に、“7.3 表-1” の記載する条件を判り易くするために補足事項（青字記述）を追加した。

(5) 2010.10.5 改訂

- ・ “RBSS 2010” 基準として改正した内容を反映するために、【申請タイプ】 NTSC 対応、IP-IF 対応、ハイブリッドの 3 種類についての作成要領書とした。

(4) 2009.11.17 訂正

- ・“3.2 組合せ構成表” に注記を追記した。
- ・“3.2 No.6 組合せ外付けハードディスク部” に「組合せリムーバルハードディスク部」について追記した。
- ・“7.3 (5) 組合せ方法” に、「(c) リムーバルハードディスク」について追記した。

(3) 2009.4.14 訂正

- ・全てのページに型式欄の追記、“3.2 No.7 組合せ構成部品” の記載内容を変更した。
- ・5.1 No.1 測定日の有効期間を変更した。
- ・7.2 本体表示(1)、(4)項の備考覧において、誤植（非該当について）を削除した。

(2) 2008.12.1 訂正

- ・1 適用範囲に注記と対象外を追記した。
- ・6.3.2 及び 6.3.3 として共通事項の追記、自主試験（実績年数を記載要求）の追記、6.3.2 及び 6.3.3 試験方法の選択欄を追記した。
- ・7.1 構造に記載例の追記、7.3 本体表示に主銘板に関する内容を追記、7.3(11)免責事項に記載例を追記した。

(1) 2008.10.31 訂正

- ・5.1 項 No.8 の技術解説に対する、記載様式のサンプルを 6 頁に追加した。
- ・その他、誤植を一部修正した。